

## 〔 利 用 上 の 注 意 〕

1 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また、複雑なこともあり、調査票全般の記入が得られない場合があるため、回答を得た部分について集計を行っている。このため、項目ごとの集計社数が異なり、集計項目間に厳密な意味での関連性が失われている場合がある。

例えば、「モデル所定内賃金」における年齢 30 歳、35 歳、40 歳等の各賃金額の回答社数は、集計社数と同一であるとは限らないので注意を要し、数値の解釈には多少の幅をみる必要がある。

2 前年までの調査結果と合わせて、時系列で利用する場合の留意点は次のとおりである。

- (1) 「所定内賃金の構成」について、平成元年以前（基本給、奨励給及び生活補助給の 3 区分）と平成 2 年以降（基本給、奨励給、職務関連手当、生活関連手当及びその他の 5 区分）とでは区分が異なり、必ずしも接続していないこと。
- (2) 平成 2 年調査から、「その他の産業」として、観光、ホテル、情報処理を集計対象に加えたこと。
- (3) 平成 6 年調査から、「モデル所定内賃金」及び「モデル一時金」の 25 歳・男について、モデル条件の扶養家族数を従前の「1 人」から「0 人」に変更したこと。
- (4) 平成 7 年調査から、「従業員」を「労働者」と表示しているが、その範囲は同じであること。
- (5) 平成 16 年調査から、産業区分の「金属鉱業」、「石炭鉱業」及び「石油鉱業」を「鉱業」に、「羊毛」及び「麻」を「羊毛・麻」にそれぞれまとめたこと。
- (6) 平成 16 年調査から、「実在者所定内賃金」（企業平均値）の集計に代えて「実在者平均所定内賃金」（労働者数による加重平均値）の集計に改めたことにより、数値の性格・傾向が変わったこと。

3 表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「 — 」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 0 又は回答を得ていないもの

「 0.0 又は 0.00 」 ・ ・ ・ ・ 0 < 当該数値 < 0.1 又は 0.01 であったもの

「 \* 」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 当該表において、回答企業が 1 社であったもの及び年齢階級別所定内賃金の特性値における各年齢階層の労働者が 3 人以下であったもの

なお、集計項目によっては回答を得ていない企業もあり、各項目の数値を足したものと合計値が一致しない場合がある。

4 集計表第 18 表については、回答企業が 1 社であった産業は省略した。